

土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は土浦市における清純な生活環境の確立及び善良な風俗の保持並びに青少年の健全な育成を図るため、特殊旅館等施設（以下「特殊旅館等」という。）の設置について必要な規制を行うことにより、市民の快適で良好な社会環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「特殊旅館等」とは、業として人の宿泊又は休憩等の用に供するための施設のうち、構造設備、形態等が次の各号の一に該当し、主として、異性を同伴する者に利用されると認められるものをいう。

(1) 玄関、帳場その他これに類する設備が客との面接に適さず、又は客と直接面接することを要しない利用を可能とする構造であるもの。(2) 玄関、帳場その他これに類する設備から客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等が無く、又は玄関及び帳場から共用の廊下、階段、昇降機等が見通せない構造であるもの。

(3) 車庫又は駐車場から玄関、帳場その他これに類する設備、共用の廊下、階段又は昇降機等を経由せずに直接客室へ通じることができる出入口を有する構造であるもの。

(4) 施設の規模に適合した自由に利用することのできる食堂、ロビー、応接室等の設備を有しないもの。

(5) 客室に性的感情を刺激するための装置、照明、装飾品その他の設備を有するもの。

(6) 倉庫、店舗、納戸、物入れ、バルコニー等を改造し、客室に近接して車庫又は駐車場を設けることが可能であると認められる構造であるもの。

(7) 利用者の施設への出入りの状況が外部から見通せない構造であるもの。

(8) 施設の外觀が、周辺の清純な生活環境及び青少年の健全な育成を図るうえで必要な環境を害するおそれがあると認められるもの。

(9) その他市長が認める構造設備、形態等を有するもの。

2 この要綱において、「旅館等」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する施設をいう。

3 この要綱において、「設置」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に規定する建築、同条第 14 号に規定する大規模の修繕、同条第 15 号に規定する大規模の模様替若しくは同法第 87 条第 1 項に規定する用途の変更又は第 1 項に規定する構造設備が同項 第 1 号から第 8 項までのいずれかに該当することとなる修繕若しくは模様替等をいう。

(設置規制)

第3条 土浦市の区域内において、特殊旅館等の設置は認めない。ただし、茨城県風俗営業等取締法施行条例（昭和39年茨城県条例第50号）第33条に規定する地域は、この限りでない。

(事前協議)

第4条 前条の区域内において、旅館等を設置しようとする者は、関係法令で定める許可等の申請等に先立ち、市長と協議しなければならない。

(審査)

第5条 市長は、前項に規定する協議があったときは、旅館等の設置の場所及び構造設備、形態等の区分に従い、第2条第1項及び第3条に定めるところにより、当該旅館等の設置の適否について審査を行うものとする。

2 前項の規定により審査を行うときは、第8条に規定する土浦市旅館等施設環境審議会の意見を聴くものとする。ただし、構造設備、形態等が第2条第1項第1号から第8号までの規定に該当しないことが明らかであると市長が認めた場合は、この限りでない。

(審査結果の通知)

第6条 市長は、審査を終えたときは、協議者に対して速やかにその結果を通知するものとする。

(勧告及び公表)

第7条 市長は、第4条に規定する協議を行わない者又はこの要綱に違反して特殊旅館等を設置しようとする者に対し、協議を行うこと、又は設置計画の取り止め若しくは変更等の勧告をするものとする。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨及び勧告の内容を公表するものとする。

(審議会の設置)

第8条 第5条第2項に規定するもののほかこの要綱の実施に関する事項を処理するため、土浦市旅館等施設環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長から意見を求められたときは、設置に関して必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第9条 審議会は、委員10名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) その他特に市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 会長及び副会長 )

第 10 条 会長及び副会長を置き，委員のうちから互選する。

2 会長は，会務を総理し，会議の議長となる。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

( 会議 )

第 11 条 審議会は，必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は，委員の半数以上の出席がなければ，会議を開くことができない。

3 審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

( 審議会の事務 )

第 12 条 審議会の庶務に関する事項は，都市整備部建築指導課において処理する。

( 資料の提出 )

第 13 条 審議会は，必要があると認めるときは，関係者に対して意見又は資料の提出を求めることができる。

( 雑則 )

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この告示は，公表の日から施行する。

( 告示日 昭和 59 年 12 月 1 日 )

資料1 (第14条関係)

1 客室は、次に掲げるものとする。

- ・定員が一人である客室(20㎡以下)の数が客室総数の3分の1以上であること。ただし、主として飲食、湯治、団体宿泊その他これらに類するものの用に供するホテル等で市民の健全な生活環境の保全に影響を及ぼし、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと市長が認めるものについては、この限りでない。
- ・幅1.5m以上のベッドを備えた客室の数が客室総数の3分の1以下であること。

2 室への出入り口ドアは1枚とする。(小扉不可)

3 浴室から室内が見通せる構造としないこと。

4 看板(ネオン)は点滅式としないこと。

5 敷地外周の塀は60cmを超えるものは見通しが出来るものとする。

(植樹も含む。上部フェンス可)

風営法関係 収容人数の区分ごとに以下のいずれかの施設を設けること。

箇所\収容人員	30人以下	31人～50人	51人以上
食堂	30㎡	40㎡	50㎡
ロビー	30㎡	40㎡	50㎡

## 土浦市告示第58号

### 土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱取扱要領

#### (目的)

第1条 この要領は、土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱(昭和59年土浦市告示第57号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (事前協議)

第2条 要綱第4条に規定する関係法令に定める許可等とは、別表第1に掲げるものをいう。

2 要綱第4条に規定する協議は、旅館等設置事前協議書(様式第1号)により行うものとする。

3 前項に規定する旅館等設置事前協議書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

#### (1) 付近見取図

ア 要綱第2条第2項に規定する旅館等の敷地からおおむね300メートル以内の区域における別表第2に定める特定施設の敷地及び特定施設までの距離を明示した縮尺2,500分の1程度の地図

イ 特定施設までの距離は、旅館等の敷地と特定施設の敷地を結ぶ直線上の最短距離をいう。

#### (2) 配置図(車庫及び駐車場を含む。)

ア 縮尺は、200分の1程度であること。

イ 植栽及び外構についても記入すること。

#### (3) 立面図

ア 縮尺は、100分の1程度であること。

イ 色彩を明示し、かつ、全周を明らかにすること。

#### (4) 各階平面図

ア 縮尺は、100分の1程度であること。

イ 付帯設備についても明示すること。

#### (審査結果の通知)

第3条 要綱第6条に規定する通知は、旅館等設置事前協議結果通知書(様式第2号)により行うものとする。

#### 付 則

この告示は、公表の日から施行する。

( 告示日 昭和59年12月1日 )

別表第 1 ( 第 2 条第 1 項関係 )

( 1 ) 国土利用計画法 ( 昭和 4 9 年法律第 9 2 号 ) 第 2 3 条第 1 項の規定による届出。

( 2 ) 建築確認申請に伴う意見について ( 昭和 4 9 年 1 月 1 4 日 ・ 3 2 環発第 1 1 号 ) の通知による保健所長の意見書。

( 3 ) 農地法 ( 昭和 2 7 年法律第 2 9 9 号 ) 第 4 条第 1 項 , 第 5 条第 1 項及び第 7 3 条第 1 項の規定による許可。

( 4 ) 河川法 ( 昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号 ) 第 2 4 条 , 第 2 6 条及び第 5 5 条第 1 項の規定による許可。

( 5 ) 道路法 ( 昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号 ) 第 2 4 条及び第 3 2 条第 1 項の規定による承認等。

( 6 ) 土地区画整理法 ( 昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号 ) 第 7 6 条第 1 項の規定による許可。

( 7 ) 建築基準法 ( 昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号 ) 第 6 条第 1 項 ( 同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。 ) の規定による確認。

( 8 ) 都市計画法 ( 昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号 ) 第 2 9 条 , 第 3 2 条 , 第 4 3 条第 1 項 , 第 5 3 条第 1 項及び第 6 5 条第 1 項の規定による許可等又は協議。

別表第 2（第 2 条第 3 項関係）

- （ 1 ）旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 3 項に規定する施設。
- （ 2 ）学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 5 2 条に規定する大学、  
同法第 6 9 条の 2 に規定する短期大学、同法第 8 2 条の 2 に規定する専修学校及び同法第 8 3 条に規定する各種学校。
- （ 3 ）医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条に規定する病院及び診療所。
- （ 4 ）前各号に掲げるもののほか、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条に規定する条例により設置された公の施設。
- （ 5 ）道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 条に規定する高速自動車道路。
- （ 6 ）精神薄弱者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 3 条に規定する精神薄弱者援護施設。
- （ 7 ）生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 8 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設。

様式第1号(第2条第2項関係)

旅館等設置事前協議書

平成 年 月 日

土浦市長 殿

住所  
氏名 ?  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱に基づき、次のとおり旅館等の設置について協議します。

旅館等の 営業予定者	住所 氏名	(名称及び代表者氏名)  (電話番号 )		
設計業者	住所 氏名	(名称及び代表者氏名)  (電話番号 )		
旅館等の名称				
旅館 等 の 設 置 場 所	所在地			
	地目		用途地域	
	旅館等の敷地から300メートル以内の区域にある土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱取扱要領別表第2に掲げる施設の名称、所在地及び旅館等からの距離を記入すること。			



設置の種別		新築	増築	改築	その他( )		
旅館等の 構造設備等	敷地面積			m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
	構造			造	階数	地上階 地下階	
	客室		和室		洋室		宿泊定員の合計
		1人用	室		室		人
		2人用	室		室		人
		3人用	室		室		人
		計	室		室		人
	会議室、食堂 その他供用の 設備	区分	床面積		区分	床面積	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
駐車施設	屋内	台分		屋外	台分		
工事着手予定年月日	平成	年	月	日	工事完了予定年月日	平成 年 月 日	
開業予定年月日	平成 年 月 日						
設置規制等に関する調査の結果							

(注) 印欄は、記入しないでください。

# 申 立 書

(注1) 住所  
申立者  
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及びその名称並びに代表者の氏名)

私は、このたび建築物の確認申請等にあたり、下記のとおり申し立てをいたします。

## 記

1 設置場所

2 建築物の用途

3 工事種別

4 当該建築物では (注2)  
興行場  
公衆浴場  
旅館業  
風俗営業及び  
風俗関連営業  
の営業を予定しています。

5 上記申し立てにあつては、 (注3)  
茨城県 警察署  
茨城県 保健所  
において

指導を受けました。

6 上記営業については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

(注2)  
法律及び〔興行場〕  
〔公衆浴場〕等の関連法令に違反するようなことはありません。  
〔旅館業〕

注1 営業許可を受けようとする者であること。

注2 該当するものを で囲むこと。

注3 所轄の警察署名，保健所名を記入する。また必要のないときは  
——— 線で削除すること。

平成 年 月 日

土浦市長

殿